

ふらっとぷらっとジム&スタジオ会員会則

第一章〔総則〕

第1条（適応範囲）

ふらっとぷらっとジム&スタジオ会員会則（以下「本会則」といいます。）は「ふらっとぷらっとジム&スタジオ」（以下「本クラブ」といいます。）の会員、本クラブに入会しようとする方および本クラブの施設を利用する方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは、会員の精神的、肉体的健康づくりに貢献することを目的として、会員に充実したサービスと機能を提供します。

第3条（運営・管理）

本クラブのすべての施設は株式会社平和堂（以下、「会社」といいます。）がその運営・管理にあたります。

第二章〔会員資格〕

第4条（会員制）

- 1) 本クラブは会員制とし、会員に対し、会員証を発行します。
- 2) 本クラブに入会される方は、本クラブが指定する入会申込等の各種申請時に正確な情報を入力しなければなりません。
- 3) 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別に定めます。
- 4) 本クラブは、会員の種類を設定、変更または廃止することがあります。
- 5) 会員の契約期間は、入会手続きの申込書による利用開始日から第12条による所定の退会手続きが完了するまでとします。
- 6) 未成年者が利用できる時間は、本クラブが所在する都道府県あるいは市町村によって制定される関係法令に定められた時間までとします。

第5条（会員の種類）

本クラブの会員の種類は個人会員になります。

第6条（入会資格条件）

1. 本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、すべての項目を満たす方がご入会いただけます。
 - 1) 本会則及び諸規則を遵守する満18歳以上の方。
 - 2) ファッションタトゥー（刺青・ボディペイント含む）をされていない方。
 - 3) 本クラブを除名されたことがない方。また、他社の運営するスポーツクラブ等において、除名等の処分を受けたことがない方。
 - 4) 妊娠されていない方
 - 5) 医療機関等により運動を禁止されていない方。
 - 6) 暴力団、暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力およびその関係者（以下、「反社会的勢力等」といいます）でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
 - 7) 本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方。
 - 8) 本クラブ利用にあたり、記載されたルール、慣習上のルール、本クラブの説明並びに指示に従うことができる方。

第7条（入会手続き等）

1. 本クラブに入会を希望する方は、入会管理システムで所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、会社が定める諸費用を払い込まなければなりません。
2. 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予めご了承ください。なお、その際、お支払いいただいた諸費用は手数料を引いて返金いたします。
3. 入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下、「利用開始日」といいます）が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第8条（利用の禁止）

以下の方のご利用を禁止します。

- 1) 一時的な筋肉のけいれんや、意識の喪失などの症状を有する方。
- 2) 本クラブの定める会費、諸費用を滞納されている方。
- 3) その他、本クラブまたは会社が不相当と認めた方。

第9条（利用の制限）

以下の方のご利用を制限します。

- 1) 医療機関等により運動を禁じられている方。
- 2) 妊娠中の方。
- 3) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- 4) 酒気を帯びている方。

第10条（禁止行為）

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて、自らまたは第三者を利用して次の行為をしてはいけません。

- 1) 他の会員を含む第三者（以下、「他の方」といいます）や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- 2) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為。
- 3) 脅迫的な言動や暴力的な要求行為。
- 4) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- 5) 法的な責任を越えた不当な要求行為。
- 6) 大声、奇声を発する行為、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- 7) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 8) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や落書きおよび造作、備え付け備品の持ち出し。
- 9) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- 10) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- 11) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 12) 他の方の施設利用を妨げる行為。
- 13) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- 14) 施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコ含む）。
- 15) 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等。
- 16) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 17) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- 18) 小学生以下の子供の同伴。
- 19) 他の方に対しパーソナルトレーニングを行い、またそのように評価される活動を行うこと。
- 20) 契約者以外の方を入館させること、また施設を利用させること。
- 21) その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第11条（会員資格の停止および除名）

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 本クラブの定める会費・諸費用を、本クラブが督促したにも関わらず、支払いがなされないとき（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）。
- 2) 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 3) 第10条をはじめとする本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- 4) 本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5) 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき。
- 6) 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
- 7) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 8) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。

第12条（退会）

- 1) 会員は、自己都合により退会するときは、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人が、本クラブが定めた

手続きにより、期日までに手続きを完了していただく必要があります。

2) 退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合、該当月の末日をもって退会となります。

各月の 11 日以降に退会手続きが取られた場合は、翌月末をもって退会扱いとなります。

3) 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、本クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。

4) 会費の全部または一部が未納の場合は、第 2 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

5) 会員が自己都合により会費等の全額もしくは一部の滞納が 3 か月間となった場合、または会費等の全額もしくは一部を支払わない月が 3 か月連続した場合は、規約退会とします。これにより未納の会費、利用料金の支払い義務が免除されるものではありません。滞納分については、全額クラブが指定した方法で支払わなくてはなりません。

6) キャンペーン等の割引特典を利用した入会で、やむを得ず入会后 6 か月未満で退会される場合は、入会時の割引特典は無効となり退会時違約金が発生します。その際には、月会費の 1 カ月分をご登録のクレジットカードによりお支払いいただきます。

7) 再入会の場合、初期費用や月会費など、全てが通常価格でのご案内、ご登録となります。

第 13 条 (退会手続き不備と会費の発生)

1) 会員が退会を希望する場合、その申し出が受理されるまでの間は会員としての資格が継続するため、その期間の会費は全額発生します。

2) 退会届が処理されるまで、本クラブのご利用の有無に関わらず、通常の会費が発生します。

3) 退会手続きが完了するまでの間に発生する会費については、本クラブが定める支払い方法に従い、月単位で全額支払うものとします。

第 14 条 (諸手続き)

1) 会員登録時に記載した内容(住所や緊急連絡先等)に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2) 会社により会員の連絡先に通知・連絡等を行う場合は、会員から届け出のあった最新の連絡先に行い、通知・連絡などの発送・送信をもってその効力を有するものとします。

3) 会員本人の都合による料金体系の変更、および会員種類の変更は必ず本人が変更開始月の前月の 10 日 (例: 4 月から変更したい場合は 3 月 10 日) までに所定の手続きを完了しなければなりません。

4) 前項に定める各種届出をおこなうとき、電話・ファックス・メール等・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。

第 15 条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

1) 第 6 条に定める資格に反する場合。

2) 第 11 条により除名となったとき。

3) 第 12 条により退会手続きが完了したとき。

4) 会員が死亡したとき。

5) 所属店舗の閉鎖。

第 16 条 (会員資格の譲渡)

会員資格を譲渡ならびに担保等に供することはできません。

第三章 [会員の権利・義務]

第 17 条 (会員証)

本クラブは会員に対し、会員証を交付します。

1) 会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示し入館しなければなりません。

2) 会員証は、会員本人のみが使用することができ、他人に譲渡や貸与をしてはなりません。

3) 会員証の提示がない場合は、入室できませんので必ず携帯ください。

第 18 条 (月会費)

1) 会員は会社に対し別途定める月会費・年会費等の会費を別途定める期日までに本クラブに納入する義務があり

ます。

- 2) 既納の会費は法令の定めまたは本クラブまたは会社が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返還いたしません。また申し立て日より180日以上前のものについても返還いたしません。
- 3) 退会月までの月会費・年会費等の会費は会員の本クラブ利用回数に関係なく、お支払いいただきます。

第19条（施設利用）

- 1) 本クラブの利用については、所在地により利用料金等が異なる場合があります。
- 2) 会社は、競技会、スクール等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

第20条（特定プログラムの参加）

- 1) 特定のプログラムやイベントに参加する場合、マイページから事前の予約が必要となります。
- 2) キャンセルを希望する場合は、事前にマイページで手続きを行ってください。

第21条（施設運営システムの変更）

- 1) 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合はこれらを変更することができます。
- 2) 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、会社は一ヶ月前までに、館内の掲示等により会員にこれを告知します。

第22条（会員の事故）

- 1) 本クラブ内および駐車場で発生した傷害・盗難、その他事故については会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 2) 会員が本クラブの諸施設を利用中、人的・物的事故により会員が受けた損害に対し、会社側に責任が認められない場合、会社は一切の責任を負いません。
- 3) 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブまたは会社または第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
- 4) 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。

第23条（諸規則の順守）

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および諸施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。

第24条（著作権および肖像権）

本クラブは、会員様本人の同意を得た場合、イベントやプログラムの一環として写真やビデオを撮影し、マーケティングや広報活動に使用することができるものとします。会員は同意後、これに異議を唱えないものとします。

第四章〔その他〕

第25条（施設の閉鎖・休業および解散）

会社は、次の場合クラブ諸施設の全部または、一部を閉鎖、休業または本クラブの解散（以下「閉鎖等」といいます。）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として1カ月前までに会員に対しその旨を告知します。

- 1) 気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶと会社が判断したとき。
- 2) 施設の増改築、補修または点検によりやむを得ないとき。
- 3) 経営上重大な理由のとき。
- 4) 定期休業、臨時休業等によるとき。

第26条（キャンセルポリシー）

会員は、本クラブが提供する予約制クラスやサービスをキャンセルする場合、24時間前までにマイページ上でのキャンセル手続きを実施ください。

第27条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第28条（個人情報の利用目的）

本クラブは、会員の個人情報を以下の目的で利用します。

- 1) 会員管理および予約管理

- 2) 提供サービスの向上および個別サービスの提供
- 3) クラブからのお知らせ及び通知
- 4) 緊急時の連絡

第 29 条 (安全対策および緊急時対応)

- 1) 本クラブは、会員の安全のために適切な安全対策を講じます。
- 2) 会員は、施設を利用する際に緊急避難経路や非常口の位置を事前に確認し、有事の際には施設スタッフの指示に従って速やかに避難する義務があります。
- 3) 会員にけがや急病が発生した場合、直ちに施設スタッフもしくは緊急電話にて報告し、応急処置を受けるとともに、必要に応じて適切な医療機関への連絡を行います。
- 4) 緊急連絡先として、会員は最新の連絡先情報を本クラブに提供してください。

第 30 条 (備品および器具の利用に関する規則)

- 1) 会員は、クラブ内のすべての備品および器具を適切に使用し、使用後は元の場所に戻さなければなりません。
- 2) 備品および器具に異常や破損がある場合、直ちに施設スタッフに報告する義務があります。

第 31 条 (その他)

本会則に定めない事項については本クラブがこれを定めるものとします。

第 32 条 (改正)

- 1) 本会則・細則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。
- 2) 会社は、本会則等の改定を行うときは、一ヶ月前までに館内の掲示等により会員に告知します。

第 33 条 (附則)

本規則は 2024 年 12 月 20 日より施行いたします。

【メールアドレス登録】

- ・パソコンまたは携帯電話のメールアドレスをご用意ください。
- ・メール配信をもってお知らせしたものとみなしますので、必ず受信できるように設定をお願いいたします。
- ・携帯電話のメールアドレスを登録されたとき、メールのドメイン指定受信などのメール受信制限等を行っている場合は、下記のドメインの受信が有効になるよう、設定の変更をお願いいたします。

@heiwado-support.com

【本人確認】

- ・身分を偽っての入会できません。
- ・不正利用防止のため、マイページにて顔写真の登録をお願いいたします。正面から撮影した無加工の顔写真をお願いいたします。
- ・本人確認ができない場合は、ご利用いただけません。

【各種お届け方法】

- ・各種お手続きはすべて会員管理システムにログインしていただきマイページ上で承っております。申込後、マイページ内にて、必ず手続きが完了したことをご確認ください。電話・FAX・メール等、所定の手続き以外の受付は致しかねます。

【登録情報の変更】

- ・氏名・住所・電話番号等に変更がある場合には、速やかにマイページにログインしていただき、ご変更をお願いいたします。

【退会】

- ・ふらっとぷらっとジム&スタジオを退会される場合には、会員管理システムのマイページにて、退会希望月 10 日までに退会手続きをお願いいたします。
(例) 9 月末で退会を希望される場合⇒9 月 10 日までに「退会手続き」を完了させてください。
- ・退会処理が完了されていない場合には、退会とはみなされませんのでご注意ください。
- ・会費未払いがある場合は、退会時にご精算いただきます。
- ・キャンペーン等の適用で入会し、入会月から 6 か月以内での退会には退会時違約金が発生します。その際には、割り引かれた金額を全額完納しなければなりません。

【月会費のお支払い】

- ・本クラブのお支払いは、クレジットカードのみとなります。
- ・月会費のクレジット払いは、ご自身のクレジットカード情報の登録が必要です。
- ・ご家族名義であっても、不正利用となりますのでご利用いただけません。
*クレジットカード情報の登録未完了や、ご使用中のクレジットカードの停止などによる未払いが発生した場合には、メールやお電話で確認させていただく場合がございます。
*月会費は、当クラブ利用回数に関係なくお支払いいただきます。

【会員種別の変更】

- ・会員種別を変更される場合には、変更希望月の前月 10 日までに会員管理システムにログインしていただきマイページ上で変更をお願いいたします
(例) 現在ジム月会員で、9 月からジム&スタジオ会員に変更希望の場合
⇒8 月 10 日までに変更処理を完了させてください。

【メールの受信設定】

- ・ご登録いただいたメールアドレスへのメール送信をもってアカウント作成が可能になりますのでメールを受信できるように設定をお願いいたします。
また、メール配信をもってご連絡させていただいたこととさせていただきます。

【キャンペーン】

- ・入会キャンペーンの適用は当クラブを初めてご入会される方で、6 ヶ月間以上の在籍の方に限ります。月会費無料期間終了後からはご希望の会員プランへ移行変更が可能となります。
プラン変更手続きの際は、マイページで変更を希望する前月の 10 日まで手続きをお願いいたします。

- ・入会キャンペーン等割引特典を利用した入会で、やむを得ず入会后6か月未満で退会される場合には、入会時の割引特典は無効となり退会時違約金が発生します。その際には月会費の1か月分をご登録のクレジットカードによりお支払いいただきます。
- ・各種キャンペーンに、当社が期限や人数等の条件を設定した場合、会員はこの条件の範囲内で特典を利用できるものとします。
- ・会員は、各種キャンペーンにおいて、申込時に各1回のみ利用できるものとし、利用後はその権利が消失します。また複数の特典を一度に利用することはできません。
- ・会員は、各種キャンペーンの申し込みの際、各種割引特典の入力もしくは選択を忘れた場合は、事後適用はできません。すでに手続きが完了しているお支払いにも利用はできません。
- ・各種キャンペーンについて、当社は、内容・利用条件・利用方法など、その取扱いに関するすべてを会員に予告することなく変更できるものとします。また、取り扱いについても、いつでも終了および一時停止することができるものとします。

【入会キャンセル】

入会キャンセルをご希望の場合、以下の条件のいずれかを満たした方が返金の対象となります。

- ・1回以内のご利用でかつご利用日から起算して7日以内に申請された方。
- ・入会后、施設のご利用がない場合、入会日から起算して30日以内に申請された方。

返金時にかかる各種手数料はお客様負担となります。

期限を超えた場合の申請受付は出来かねます。その場合は、通常の退会手続きをお願いいたします。

お電話及びメール、LINE等での手続きはできません。入会店舗にご来店の上、スタッフにお申し付けください。

契約のキャンセル・取り消し対応に伴うキャンペーン特典等の後付けは出来かねます。

【その他】

- ・休会制度はございません
- ・手続きエラーの場合は、各種お届けの処理が完了しておりませんので、ご不明な点等ございましたら、スタッフ対応時間にスタッフまでご確認ください。